

## 2019年度定員教育予算要求・教育長最終交渉結果

### 質問事項と教育長の回答

#### 1、臨時・非常勤職員について

現在、結婚休暇及び忌引休暇の適用範囲外であるが、国の改正を踏まえ、来年度から国と同様に措置するよう、検討していく。

#### 2、障がい有する職員に対する早出遅出勤務および休憩時間について

国の改正を踏まえ、来年度から実施するよう検討していく。

#### 3、単身赴任手当の支給要件について

昨年7月1日から、国においては保育所の在在する3歳未満の子を養育する配偶者と別居する職員についても新たに単身赴任手当支給の対象としている。道教委も国の改正を踏まえ、「保育所等に所在している子の養育」をやむをえない自称の1つとして基準化するよう、人事委員会に要請していく。

#### 4、赴任旅費の改善について

昨今の引っ越し料金の高騰や運送事業者の対応状況など、社会経済情勢を勘案し、知事部局と連携しながら、適切に対応していく。

#### 5、宿日直業務の負担軽減について

宿直明けの勤務への配慮については、今後も配慮がなされるよう働きかけていくとともに、他都府県での負担軽減策の状況を研究するなど取り組んでいく。宿直業務については、実態を十分配慮することができるよう努めていく。

#### 6、教員特殊業務手当の見直しについて

部活動指導手当については、現在は4時間以上業務に従事した場合、3600円を支給している。今後2年は3時間以上2700円、4時間以上3600円の経過措置をとる。

#### 7、勤務時間の客観的な把握について

長時間勤務の解消、負担軽減のためにはここの勤務時間の把握が重要であると考えている。教職員の負担が少なく、勤務実態に合ったシステムとなるよう現場の意見も聞きながら検討していく。

#### 8、勤務時間の割り振り要領について

「児童生徒の引率業務」と「入学式、卒業式などの業務、およびその事前準備業務」を新たに対象業務に加えることとし、適切に運用されるよう、周知していく。

#### 9、超勤・多忙化の解消について

アクションプランの改善や新たな取り組みを検討することとしており、保護者や地域住民等の理解を得ながら、働き方改革を着実に進め、部活動指導の負担軽減も含めた教職員の負担軽減に努めていく。

1月25日（金）10時から交渉を行いました。今年度の交渉は上記の通り、「検討してく」「努めていく」と前向きな回答が多く、前進したものであると捉えることができます。しかし、検討した結果どうなったのか、努めたけれどもどうなった・・・という動きを今後も注視していくことが大切です。道教委のスタンスとしてはお金のかからないことは進めますが、お金のかかることはちょっと・・・という姿勢も見えました。

今回は抗議FAXなどの取り組みは宗谷教職員組合、全北海道教職員組合としては取り組みませんが、職場内で今回の交渉結果について意見交流をしましょう。